

令和 8 年度 府中市市有地売払一般競争入札要領 (郵送方式)

申込期間	令和 8 年 8 月 1 4 日 (金) から 令和 8 年 9 月 1 8 日 (金) まで (必着)
入札期間	令和 8 年 1 0 月 9 日 (金) まで (必着)
開 札 日	令和 8 年 1 0 月 1 4 日 (水)

入札参加に当たって

- 入札に参加を希望される方は、この府中市市有地売払一般競争入札要領（以下「入札要領」という。）（物件調書を含む。）を十分に確認するとともに、現地及び関係規制等を必ず調査、確認のうえ、ご参加ください。
- 個人、法人を問わずご参加いただけます。
- 共有名義での契約を予定して申し込む場合は、1 名の共同申込代表者を定め、共有を予定する方は入札に関する一切の権限を共同申込代表者に委任してください。
- 入札に参加するためには、申込書類の提出に加え、入札保証金の納付が必要です。
- 入札保証金は、入札の秩序を確保するとともに落札者の契約締結を担保するため、物件ごとに一時的にお預かりするものです。
- 現状有姿での引渡しとします。
- 実測面積による売買です。
- 土地活用の条件があります。
- 最低売払価格以上で最も高い価格で入札した方を落札者とします。
- 不動産売買の仲介手数料は掛かりません。
- 所有権移転登記の手続きは市が行います。（登録免許税はご負担いただきます。）
- 売払いに関する質問は質問書（市ホームページに書式あり）に記入のうえ以下のメールアドレス宛に送信してください。詳細はホームページをご確認ください。

府中市総務管理部財産活用課 公有地担当
担 当：横関、大槻
電 話：042-335-4058 (直通)
メール：zaisan05@city.fuchu.tokyo.jp
ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>
「府中市市有地売払い」で検索

入札による売払いの流れ（概要）

郵送による 入札参加申込	【令和8年8月14日（金）から9月18日（金）まで ※必着 】 書留・簡易書留にてお送りください。
府中市から 入札書等の交付	【参加申込受付から令和8年9月25日（金）まで】 参加申込者に対して入札書・（入札保証金）納入通知書兼領収証書等を郵送します。
入札保証金の納付 及び <u>郵送による入 札書の提出</u>	【入札書等が届いてから令和8年10月9日（金）まで ※必着 】 入札保証金を納付し、その領収証書の写しと入札書類等を期限までに書留・簡易書留にてお送りください。
開札 （立会任意）	【令和8年10月14日（水）午前10時から】 会場：府中市役所 おもや 3階会議室（A301） <u>※開札立会いは任意です。</u> <u>※入場には入札保証金領収証書の原本を確認（1申込につき1名）</u>
結果通知	落札された方に、開札日から概ね1週間以内に府中市市有地売渡決定通知書及び（契約保証金）納入通知書兼領収証書等を送ります（落札されなかった方には結果のみ通知します）。
契約保証金の入金	落札された方は、 <u>府中市市有地売渡決定通知書に記載の納付期日までに</u> 、契約保証金 ※ を同封する納入通知書兼領収証書により納付してください。 ※ 納付額は「落札価格の100分の10（円未満切上げ）」から入札保証金を差し引いた額となります。
売買契約締結	【令和8年11月30日（月）まで（原則）】 上記期限までに落札者と市で売買契約を締結するものとします。
売買代金納付	【令和8年12月25日（金）まで】 落札者は、売買契約の内容に基づき、上記期限までに売買代金を支払うものとします。
所有権移転	売買代金の全額納付を市が確認できたときに所有権を移転します。 また、同時に物件の引渡しがあったものとします。 物件の引渡し後、市が所有権移転登記を行います。所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担とします。

注意事項

- ・都合により変更する場合があります。
- ・詳細は次ページ以降をご確認ください。

■ もくじ ■

入札物件について・・・・・・・・・・・・・・・・	1	ページ
1. 入札物件・・・・・・・・・・・・・・・・	1	ページ
2. 物件調書について・・・・・・・・・・	1	ページ
3. 土地の活用に係る条件について・・	2	ページ
市有地売払いの流れ・・・・・・・・・・	4	ページ
1. 入札参加申込受付・・・・・・・・・・	4	ページ
2. 入札保証金の入金・・・・・・・・・・	6	ページ
3. 入札の実施・・・・・・・・・・	6	ページ
4. 市有地売渡決定の通知・・・・・・・・	8	ページ
5. 契約保証金の入金・・・・・・・・・・	9	ページ
6. 契約締結・・・・・・・・・・	9	ページ
7. 残金の支払い・・・・・・・・・・	10	ページ
8. 所有権の移転及び物件の引渡し・・	11	ページ
9. 封筒の宛名記載例・・・・・・・・・・	12	ページ
各様式の記入例及び土地売買契約書（案）	14	ページ
府中市市有地売払入札参加申込・開札会場案内図	27	ページ

■ 入札物件について ■

1. 入札物件

入札に付す物件は、次のとおりです。詳細については物件調書をご覧ください。

区画 番号	所在地	面積(㎡)	開札時刻	最低売払価格(円)
1	小柳町六丁目 2 3 番 1	1796.39	10 時 00 分	401,323,000
	小柳町六丁目 2 3 番 1 6	458.23		

注意事項

- 1 都合により売払いを中止する、又は入札物件を変更する場合があります。
- 2 現地説明会は行いません。

2. 物件調書について

別添付の物件調書（以下、「本調書」という。）は入札参加者が物件の概要を把握するために、作成したものです。実際の状況や法令の制限と異なる場合、現況を優先とし、本調書を含む入札要領の記載事項と現物が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできませんので、入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。また、次の説明事項や入札要領をよく読んで、諸条件についての確認を行ってください。

（1）現状有姿での引渡し

ア 本調書記載の有無に関わらず、現状有姿にて物件を引き渡します。なお、市有地売払いの看板については、市で撤去します。

イ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、府中市（売主）は対応いたしません。

また、境界標の補修や打ち直しは行わず現状のままで引渡しとします。

ウ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の作業及び費用負担について、府中市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び砕石等の除去についても同様です。

（2）調査の未実施

本調書に記載のある場合を除いて、売払いに際して「地盤」「地下埋設物」「土壌汚染」「給排水施設」「残置物の所有権」等の調査は実施しておりません。

（３）法令等に基づく制限

ア 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。

イ 「建ぺい率」、「容積率」欄に記載した数値は用途地域に基づくものです。

3. 土地の活用に係る条件について

区画番号１については、都市計画小柳町六丁目地区地区計画（以下、「地区計画」といいます。）区域内に位置する土地であるため、地区計画の理念に従い、開発を行うことを条件として、以下の（１）から（４）の土地活用等の条件を付した土地売買契約を締結することとします。なお、当該契約には買戻特約を設定するとともに、買戻特約登記を行います。

また、開発にあたっては、地区計画を遵守のうえ、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、府中市地域まちづくり条例（平成１５年９月２４日条例第１８号）、府中市開発事業に関する指導要綱、その他関係法令等に基づき、土地購入者自らの負担と責任において適切に整備することとします。

（１）土地の用途に係る条件

一戸建て住宅としての開発及び住宅地としての活用を行うこととします。

また、土地の引渡し日から３年以内に、都市計画法第３６条第２項に規定する開発許可に係る工事完了検査済証の交付を受けることとします。ただし、天変地異等の購入者の責めに帰することのできない合理的な理由がある場合には、協議の上、当該期間を延長できることとします。

（２）開発道路整備に係る条件

（１）に定める戸建住宅としての開発を行う際には、敷地内に、６中通りから市道２－３１８号に接続する開発道路を整備することとします。開発道路については幅員５.５メートル以上で、地区計画区域内の既存道路と調和した景観に配慮したものとして整備することとし、あらかじめ府中市地域まちづくり条例に基づき本市関係各課との事前協議を行うものとします。なお、開発道路は、整備完了後、無償で府中市に帰属させるものとします。

（３）緑道整備に係る条件

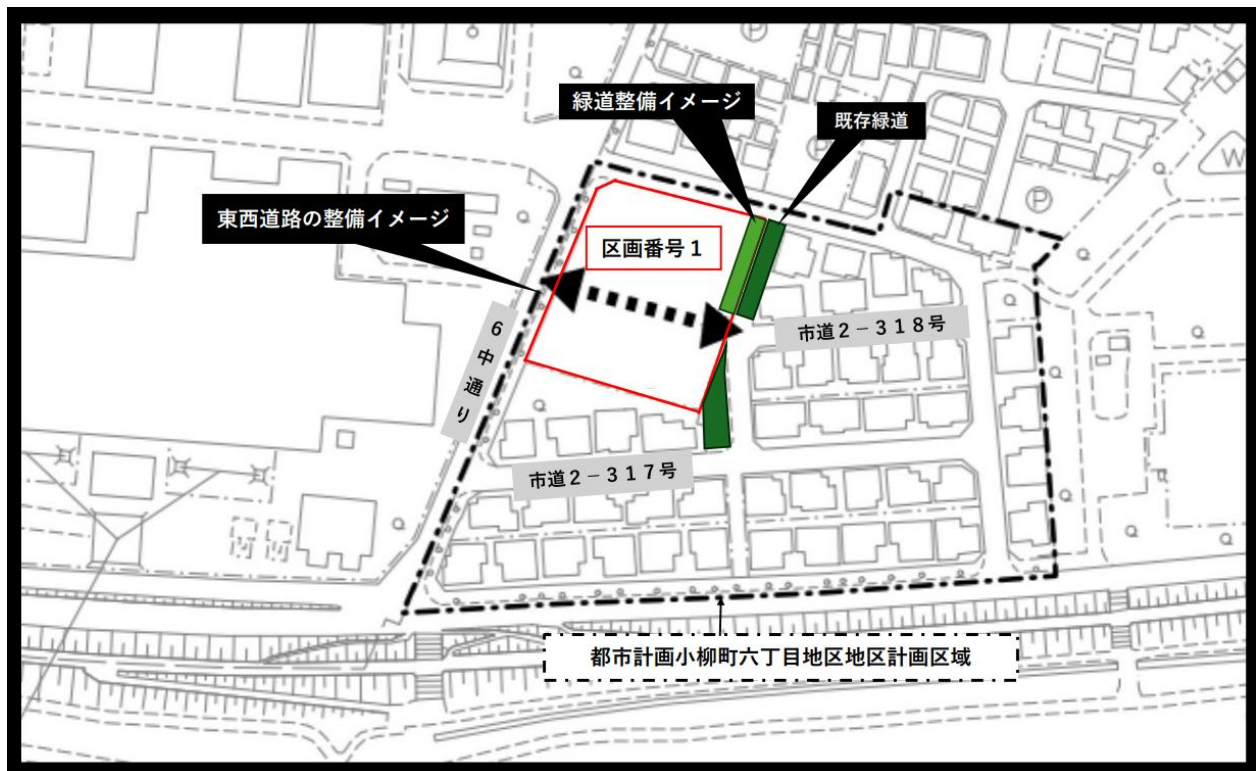
（１）に定める戸建住宅としての開発を行う際には、（２）の開発道路の整備によって廃止する緑道について、府中市地域まちづくり条例に基づき確保する緑地とは別に、敷地北東部の一部を緑道として整備することとします。緑道の整備に当たっては、既存の緑道（植栽帯及び通路）を含めて拡幅整備を行い、拡幅に伴う電柱、消火器及び消火栓看板の移設等を土地購入者が実施するものとし、詳細については、府中市公園緑地課と協議するものとします。なお、当該緑道は、整備完了後、無償で府中市に帰属させるものとします。

また、宅地造成及び建築に当たり支障となる既存樹木（隣接地から越境している樹木の枝葉及び地中内の根を含む。）がある場合は、関係機関との協議のうえ、原因者負担を原則として、土地購入者の責任において必要な措置（移植、撤去等）を講ずるものとします。

（４）土地の所有権移転及び権利設定に関する制限

土地売買契約成立の日から買戻特約の抹消登記が完了するまでの間は、府中市の承認を得ずに、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地に権利を設定することはできません。ただし、住宅の建設又は販売に必要な範囲で、金融機関による担保権の設定その他合理的な理由によるものについては、協議の上、府中市は承認することとします。

区画番号 1 の実施条件図



市有地売払いの流れ

1. 入札参加申込受付

入札の参加に当たっては、入札要領を十分に確認するとともに、現地及び関係規制等を必ず調査確認のうえ、ご参加ください。

受付期間、方法等は次のとおりです。

(1) 受付期間

令和8年8月14日（金）から令和8年9月18日（金）まで※必着

(2) 受付方法

郵送によって受け付けます。

受付期限の令和8年9月18日(金)までに到着しない申込みは無効です。

(郵送先)

〒183-8703

東京都府中市宮西町2丁目24番地

府中市役所総務管理部財産活用課 公有地担当

*書留又は簡易書留にてお送りください。

*持参も可としますが、受取のみとし、その場で内容確認はいたしません。また、電話での参加申込みはできません。

(3) 参加資格

入札に参加できる方は、日本国内に住所を有し、次のいずれにも該当しない方とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者

イ 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月条例第9号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

オ ウ又はエに掲げる者から委託を受けた者、若しくはウ又はエに掲げる者の関係団体の役職員又は構成員

カ 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税及び同法の規定による固定資産税・都市計画税（同法の規定による特別区民税を含む。）を滞納している者

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財

産に関する事務に従事する府中市職員

ク 過去3年以内に府中市市有地を買い受け、当該地における関係諸規制に違反した者

(4) 必要書類

●：必要書類

	書類名称	個人 申込み	法人 申込み
ア	府中市市有地売払一般競争入札参加申込書兼府中市市有地買受申込書 ※1	●	●
イ	誓約書	●	●
ウ	住民票の写し ※2 ※3 (世帯全員のもので、省略のないもの、世帯主・続柄・本籍・国籍・在留情報等の全事項の記載のあるもの。個人番号は不要。)	●	
エ	本籍地の市区町村が発行する身分証明書 ※2 ※3 *「身分証明書」という名称の証明書です。免許証等の本人確認書類ではありません。	●	
オ	全国の法務局（本局）が発行する成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明 ※2 ※3	●	
カ	登記事項証明書（現在事項全部証明書）		●
キ	役員一覧表		●
ク	納税証明書 ※3 (直近2年分の区市町村民税の納税証明書又は非課税証明書)	●	●

※1 落札した場合に契約する方の住所・氏名を記入してください。申込者とは異なる方との契約締結は行いません。(共有名義予定で入札参加申込みをされる方は代表者1名とその他共同申込者全員、法人にあっては法人名・代表者名を記入してください。) 法人の場合は、担当者の名刺等を同封してください。

※2 発行日から90日以内のもの（市に書類が到着した日から起算）

※3 共有名義予定の申込者（共同申込み）の場合は、申込者全員分が必要

※4 ア、イ、キについては市ホームページに書式あり

【注意事項】

府中市市有地売払いについて、府中市暴力団排除条例に基づき、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、府中市から警察等関係機関に照会します。このため、入札参加申込者及び関係者（個人の場合は、申込者と同世帯の方全員、法人の場合は、法人の役員全員、共同申込みの場合は、全申込者と同世帯の方全員）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出してください。

住民票の写しや、役員等一覧表での情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができません。

(5) 入札書類の送付

申込み受付後は、府中市から次の書類を郵送し、交付します。

- ア 入札書
- イ 入札保証金の納入通知書兼領収証書（振込用紙）
- ウ 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書
- エ 府中市有地売却一般競争入札参加申込書兼府中市有地買受申込書（写し）
- オ 共有者持分内訳書（共同申込の場合）

＊令和８年９月２５日（金）までに書類が届かない場合は財産活用課（042-335-4058）までご連絡ください。

2. 入札保証金の入金

入札に参加するためには、入札保証金をあらかじめ納付する必要があります。入札終了後、落札者以外の方には返還します。

＊入札保証金は、入札物件ごとに、入札金額の１００分の３以上（円未満切上げ）の金額を、市が発行する納入通知書兼領収証書により、同書に記載の府中市指定金融機関窓口で納付してください。

＊くれぐれも最低売却価格ではなく、自身の入札金額の１００分の３以上（円未満切上げ）の金額を納付していただくようご注意ください。

＊入札保証金が未納付・金額不足の入札は無効とします。

＊領収日付印が押された領収証書の写しを、入札書等と共に郵送していただきます。

【計算例】

入札金額が２，０００万円の場合 $2,000 \text{ 万円} \times 0.03 = 60 \text{ 万円以上}$

3. 入札の実施

入札も入札参加申込みと同様に郵送によって行います。入札の際は、入札期間中に入札参加申込みと同じ宛先に次の書類を郵送してください。

（１）入札期間及び必要書類

入札期間：入札書等がお手元に届いてから令和８年１０月９日（金）まで**※必着**
必要書類：

- ア 入札書
- イ 入札保証金の領収証書の写し ＊原本は送らないでください。
- ウ 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書
- エ （代理人が入札する場合）委任状
- オ （共同申込の場合）共有者持分内訳書
- カ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）※１

※１ 共有名義予定の申込者（共同申込み）の場合は、申込者全員分が必要

(2) 入札方法

ア 書留又は簡易書留でお送りください。

イ 二重封筒（外封筒、中封筒）を用いてください。（記載例は12ページ参照）

(ア) 外封筒について

外封筒には、次の書類を入れ、表側には入札書在中の旨を、裏側又は表側下部に入札者名、住所又は所在地を記載して封緘してください。

- ・ 中封筒
- ・ 入札保証金の領収証書の写し
- ・ 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書
- ・ (代理人が入札する場合) 委任状
- ・ (共同申込の場合) 共有者持分内訳書
- ・ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

(イ) 中封筒について

中封筒には、入札書を入れて封緘し、その表側に入札者名、住所又は所在地及び区画番号を記載してください。

ウ 入札書、入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書には印鑑登録印の押印が必要です。

(3) 入札の注意事項

ア 入札後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。

イ 入札は、入札参加申込み後に府中市から郵送交付する書類を用いてください。

ウ 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び消せるボールペンは使用しないでください。

エ 誤字又は脱字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。
なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

オ 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。

カ 持参も可としますが、受取りのみとし、その場での内容確認はいたしません。
書類の添付漏れ等に十分ご注意ください。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効です。

ア 委任状を提出しなかった者に係る代理人の行った入札

イ 同一土地に対し他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札

ウ 同一土地に対して1回の入札において2通以上の入札を行った者の入札

エ 入札書に金額の記入がない又は金額の修正がある入札

オ 入札書に記名押印のない入札

カ 入札金額が最低売払価格に満たない入札

キ 入札に関し不正な行為を行った者の入札

- ク 入札に参加する資格がない者の入札
- ケ 入札保証金の納付がない又は入札保証金が入札金額の100分の3に満たない入札
- コ 前各号に掲げるもののほか、入札要領に違反したもの

(5) 開札

開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係のない市の職員を立ち会わせて開札します。

開札の日時	令和8年10月14日（水）午前10時00分から
開札の場所	府中市役所 おもや3階会議室（A301）

*開札の立会い（会場への入場）は任意です。

*入場に際しては、入札保証金の領収証書の原本を確認させていただきます。また、会場の都合上、1申込につき1名とします。

*開札日当日に入札書を受け取ることは一切できません。必ず令和8年9月18日（金）までに届くように書留又は簡易書留にてご提出ください。

(6) 落札候補者の決定

最低売払価格以上で最高の価格を入札した者を落札候補者とします。ただし、落札候補者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札候補者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない市の職員にくじを引かせます。

4. 市有地売渡決定の通知

落札候補者には開札日から概ね1週間以内に府中市市有地売渡決定通知書を送ります。

*落札に至らなかった方には「入札結果通知」を送ります。また、入札保証金の返還手続きを行います。

(1) 落札・売渡決定の通知

落札候補者の資格審査の後、落札者が決定し、入札物件の買受人を決定したときは、府中市市有地売渡決定通知書によりその旨を通知します。

(2) 落札者の決定を留保する場合

最低売払価格以上で最高の価格をもって入札した者が、「1. 入札参加申込受付」の「(3) 参加資格」に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合には、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

落札者の決定を留保した物件の落札者の決定は、次のとおりです。

ア 「排除要請が行われなかった場合」

落札候補者を落札者と決定します。

イ 「排除要請が行われた場合」

落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売払価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格を入札した者を落札者と決定します。

（３）入札保証金の充当・返還

ア 入札保証金の充当

落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。

イ 入札保証金の返還

落札者以外の入札者に対しては、落札者の決定後に入札保証金の返還の手続きを行います。入札保証金の返還は全て口座振込で行います。振込先は、入札時に提出された入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書で指定された口座に振り込みます。入札保証金には、納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息は付しません。

ウ 入札保証金返還についての注意点

落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については、返還することができません。

5. 契約保証金の入金

落札者は、府中市市有地売渡決定通知書に記載の納付期日までに、同封する納入通知書兼領収証書により契約保証金を納付してください。

契約保証金は、落札価格の１００分の１０（円未満切上げ）に相当する金額です。

*入札保証金は、契約保証金に充当しますので、その差額を納付してください。契約保証金には利息を付しません。

*納付期日までに納付されない場合は、落札を無効とし、売渡決定を取り消すことがあります。この場合、入札保証金は市に帰属します。契約保証金の納付期限は府中市市有地売渡決定の通知日から２週間程度の予定です。

6. 契約締結

（１）契約の締結

落札者は、契約保証金の納付後、契約締結期限日までに契約を締結してください。

契約締結期限日は原則として令和８年１１月３０日（月）です。期限日までに契約を締結されない場合は、落札は無効とし、売渡決定を取り消すことがあります。この場合、入札保証金は市に帰属します。

売買契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、落札者の負担とします。

*契約保証金の納付確認ができない場合は、契約締結ができません。

＊契約の締結には印鑑登録印の押印が必要です。

(2) 契約締結時に必要な書類等

	書類名称	備考
ア	府中市市有地売渡決定通知書	
イ	契約保証金（充当差額金）納入通知書兼領収証書	
ウ	収入印紙	契約書貼付用、所有権移転登記に伴う登録免許税用
エ	住民票の写し ※1※2	法人の場合は資格証明書

※1 共有名義の場合、共有者全員分が必要です。

※2 発行日から90日以内のもの（市に書類が到着した日から起算）

(3) 契約に当たっての費用

印紙税額（令和8年4月1日現在）

契約金額（売払代金）	収入印紙
1千万円を超え5千万円以下	1万円
5千万円を超え1億円以下	3万円
1億円を超え5億円以下	6万円
5億円を超え10億円以下	16万円

(4) 契約不適合責任

買受人は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に府中市に対して協議を申し出ることができるものとし、府中市は協議に応じるものとします。

7. 残金の支払い

残金の支払期限は令和8年12月25日（金）です。

契約保証金は売買代金に充当しますので、契約締結後は契約保証金を差し引いた売買代金の残金を支払期限までに全額納付してください。

期限日までに売買代金の全額納付がない場合は、契約は解除となり、契約保証金は市に帰属します。また、契約に要した一切の費用は返還できません。

8. 所有権の移転及び物件の引渡し

(1) 所有権の移転及び物件の引渡し

売買代金の全額納付を市が確認できたときに所有権を移転します。また、同時に物件の引渡しがあったものとします。

物件の引渡し後、市が所有権移転登記を行います。

※所有権の移転は、代金をお支払いいただいた納入日ではなく、実際に市が収入を確認した日です。(金融機関によっては納入日から2週間程度かかる場合もあります。)

(2) 所有権移転登記

物件の引渡し後、市が所有権移転登記を行います。所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担とします。

【登録免許税計算式】

落札物件近傍の固定資産税評価額 (1 m²当たりの単価)

× 落札物件の地積 (1,000 円未満切り捨て)

× 1,000 分の 15 (税率) (100 円未満切り捨て) = 登録免許税額

【計算例】

	固定資産税評価額	登録免許税額
区画番号 1 (小柳町)	1 7 6, 0 0 0 円	5, 9 5 2, 1 0 0 円

※落札者には別途通知します。

(3) その他

土地を買受けされた方には所有権移転登記の日の翌年以降、固定資産税・都市計画税、及び不動産取得税が課税されます。

固定資産税・都市計画税について

(問合せ先) 府中市市民部資産税課 土地係 電話 042-335-4445

不動産取得税について

(問合せ先) 東京都立川都税事務所 電話 042-523-3177

9. 封筒の宛名記載例

(1) 入札参加申込

簡易書留 書留	→	切手	〒183-8703
		【 】	府中市役所 (受取人) 総務管理部財産活用課 入札参加申込書在中

東京都府中市宮西町2丁目24番地

※封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。

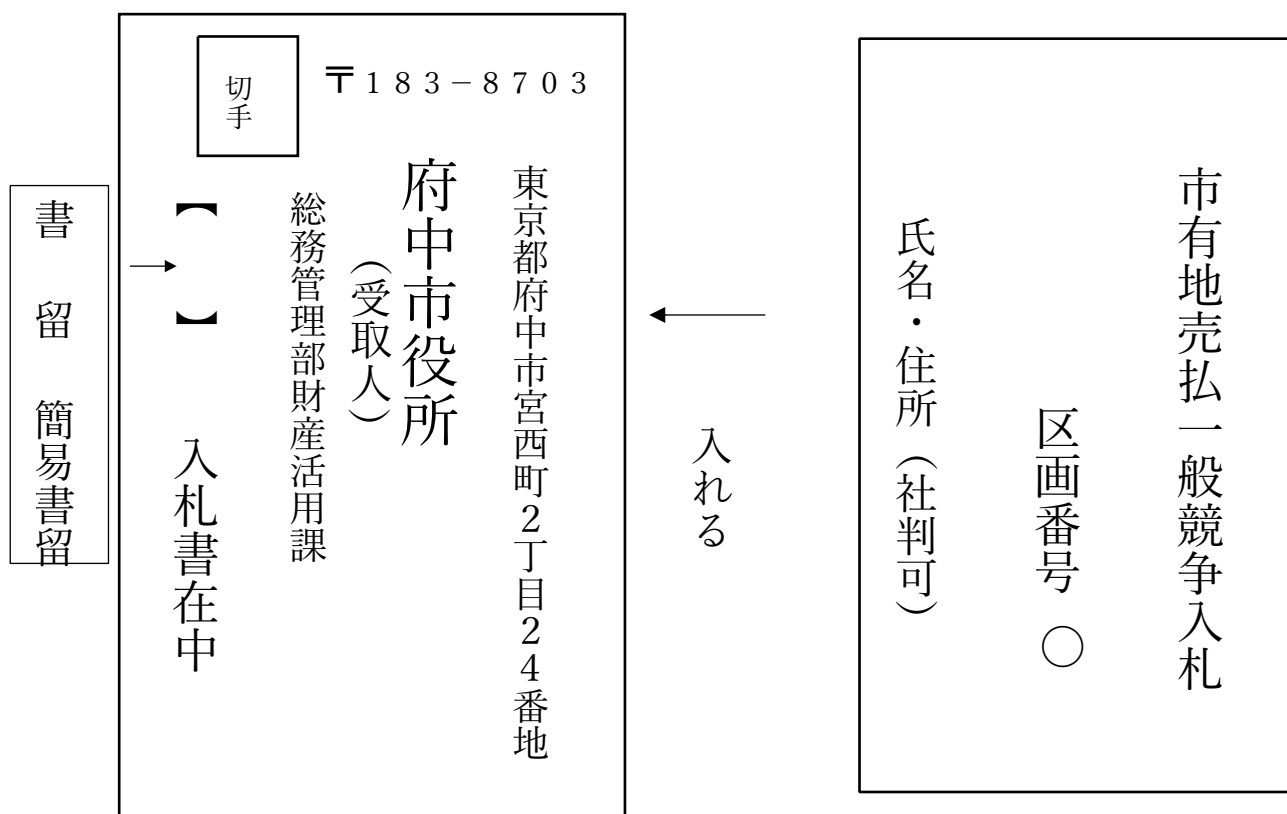
※郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

(2) 入札書提出

※入札書提出時は、封筒を二重にしてください。

(①外封筒)

(②中封筒)



- ①外封筒には、中封筒のほか、入札保証金の領収証書の写し、入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書、(代理人が入札する場合) 委任状、(共同申込の場合) 共有者持分内訳書及び印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)を入れてください。
- ②中封筒には物件ごとに入札書を入れて封緘し、その表側に入札者名、住所又は所在地及び区画番号を記載してください。

※外封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載して封緘してください。

※郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

■ 各様式の記入例及び土地売買契約書（案） ■

- ・「府中市市有地売払一般競争入札参加申込書兼府中市市有地買受申込書」
- ・「誓約書」
- ・「役員等一覧表」
- ・「土地売買契約書（案）」

受付印

府中市市有地売払一般競争入札参加申込書
兼
府中市市有地買受申込書

府中市長

年 月 日

府中市が売払いする次の物件を買い受けたいので、当該物件に係る府中市市有地売払一般競争入札に参加を申し込みます。

申込者 (共同申込代表者)	住所 (※)	住所、氏名、電話番号を記入してください。
	(フリガナ) 氏名 (※)	
	電話番号	

※法人にあっては、主たる所在地及び名称並びに代表者名を記入する。

申込物件	区 画 番 号	
	所 在 地	
	面 積	m ²

入札保証金納付方法	後日、市が発行する納入通知書により指定金融機関の窓口で納付
-----------	-------------------------------

申込書の提出後に、府中市から「納入通知書」をお送りしますので、指定金融機関に入札保証金を納付してください。

※共同名義で契約を予定している場合は、申込者（共同申込代表者）の欄に代表して入札手続きを行う者の住所・氏名を記入し、裏面の「その他共同申込者」欄に共同申込代表者以外の申込者全員の住所・氏名を記入してください。

私たちは表記の申込者欄の者を代表者に選任し、入札に関する一切の権限を委任します。

共同で申し込む場合で、代表者に入札の全権を委任する方々全員の住所、名前を記入してください。

その他共同申込者	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	

誓 約 書

私は、府中市市有地売払一般競争入札の参加申込みに当たり、次のとおり誓約します。

- 1 私は、日本国内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当しない者です。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者
 - (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月条例第9号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
 - (5) (3) 又は (4) に掲げる者から委託を受けた者、若しくは (3) 又は (4) に掲げる者の関係団体の役職員又は構成員
 - (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）を滞納している者
 - (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する府中市職員
 - (8) 過去3年以内に府中市市有地を買い受け、当該地における関係諸規制に違反した者
- 2 私は、前項(3)に該当しないことを確認するため、府中市が警察当局へ情報提供することについて同意します。又、市有地の落札者候補者として決定された後において、前項に規定する事項に反する事実が判明した場合は、当該落札者候補者としての決定を取り消され、売買契約を締結しないこととされても、一切の異議、苦情を申し立てません。
- 3 私は、府中市市有地売払一般競争入札の参加申込みに当たり、入札要領、物件調書の記載内容及び売払物件の現況並びに関係諸規制を十分に把握したうえで申し込みますので、後日、これらの件について府中市に一切の異議、苦情を申し立てません。

府中市長

申込者（共同申込代表者）

住 所

（法人所在地）

氏 名

（法人名・代表者名）

申込者、共同申込代表者の住所、氏名を記入してください。

法人の場合には、所在地、法人名、代表者名を記入してください。

共同申込みの場合は、裏面にその他共同申込者の住所・氏名を記入してください。

その他共同申込者

住所

氏名

共同申込者の住所、氏名を
記入してください。

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

役員等一覧表(表)

役員等一覧表

法人の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入してください。

年 月 日

府中市長

府中市有地売払一般競争入札参加申込書の申込者と同一としてください。

所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

下記記載事項に相違ありません。

※該当する性別・年号を○で囲んでください。

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	住 所	生年月日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男		明・大・昭・平 年 月 日
		女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日

法人内の役職名、氏名、性別に○印、住所、生年月日(年号に○印)を記入してください。

- 1 この書面には、次に該当する者を記載すること。
 - (1) 株式会社については、取締役（代表取締役を含む。）、監査役及び執行役（代表執行役を含む。）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事（代表理事を含む。）
 - (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 次に該当する場合は、(1) から (6) に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人を置く場合は、支配人
 - イ 支店長、営業所長、その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長、その他の者
- 2 氏名は、略字等を用いず、戸籍等に記載されている氏名を楷書で記載すること。

収入印紙

8府総財契第 号

土地売買契約書（案）

売主 府中市（以下「甲」という。）と買主 ○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により土地売買契約を締結する。

（売買物件及び売買代金）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を現状の姿のまま金○○○, ○○○, ○○○円をもって、乙に売り渡すものとする。

所在地（東京都府中市）	地目	地積
小柳町六丁目23番1	宅地	1796.39 m ²
小柳町六丁目23番16	雑種地	458.23 m ²

（契約保証金）

- 第2条 乙は、契約保証金として金○○, ○○○, ○○○円を甲に納付しなければならない。
- 前項の契約保証金のうち、金○, ○○○, ○○○円は入札保証金より充当するものとする。
 - 前項の規定による契約保証金の差額○○, ○○○, ○○○円は、甲の発行する納入通知書により納付するものとする。
 - 契約保証金には、利子を付さない。
 - 甲は、乙が第3条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
 - 甲は、乙が第3条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第3条 乙は、第1条の売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金○○○, ○○○, ○○○円を、甲の発行する納入通知書により、令和○年○月○日までに納付するものとする。

（所有権の移転及び土地の引渡し）

- 第4条 この土地の所有権は、乙が売買代金の全額を支払い、甲がその受領を確認できたときに、甲から乙に移転するものとする。
- この土地は、前項の規定により、所有権が移転したときに、甲から乙に対し現状の姿のまま引渡しがあったものとする。

(移転登記等)

第5条 乙は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後、直ちに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、本契約締結の際にあらかじめ前項に定める費用として登録免許税相当額の収入印紙を甲に提出しなければならない。

4 第3条の代金の支払いがあったことをもって第1項の請求があったものとみなす。

(買戻特約)

第6条 甲は、乙が第11条の規定に違反した場合には、この土地の買戻しをすることができる。

2 前項に基づき、甲がこの土地の買戻しをしたことにより、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

(買戻特約の登記)

第7条 甲及び乙は、本契約に基づくこの土地の所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻特約の登記を行う。この場合において、乙は、当該登記に必要な承諾書を甲に提出しなければならない。ただし、本条項の買戻特約の登記費用は乙の負担とする。

2 買戻しできる期間は、本契約締結の日から10年間とする。

3 甲は、買戻権を行使したときは、速やかに買戻しを原因とする所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合において、乙又は買戻権行使時点におけるこの土地の所有者は、甲が当該登記に必要とする書類等を速やかに提出し、甲が作成した所有権移転登記承諾書及び登記原因証明情報に署名又は記名の上、押印しなければならない。

4 甲は、乙がこの土地で行う開発事業が完了した場合若しくは甲が必要と認めた場合に、乙からの申請により、第1項の登記を抹消するものとする。

5 買戻特約の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点におけるこの土地の所有者の負担とする。

(危険負担)

第8条 乙は、本契約締結からこの土地の引渡しまでの間において、この土地が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、引き渡されたこの土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をす

ることはできない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

（入札要領の遵守）

第10条 乙は、本契約の締結及び履行に当たり、令和8年度府中市市有地売払一般競争入札要領（物件調書その他これに付随する資料を含む。）の内容を十分に理解し、これを契約内容の一部として誠実に遵守しなければならない。

（土地の活用に係る条件）

第11条 乙は、この土地を利用するに当たり、関連法令及び府中市都市計画小柳町六丁目地区地区計画を遵守して、一戸建て住宅地としての開発を行い、一戸建て住宅地として活用しなければならない。

2 乙は、第4条に定める土地の引渡し日から3年以内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項に規定する開発許可に係る工事完了検査済証の交付を受けなければならない。

ただし、天災地変、関係行政機関との協議の長期化、その他乙の責めに帰することのできない合理的な事由により当該期間内に交付を受けることが困難となった場合には、乙は、事前にその理由を付して甲に協議を申し出ることができるものとし、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

3 乙は、前2項に定める一戸建て住宅地としての開発を行うときは、6中通りから市道2-318号に接続する開発道路（以下、「開発道路」という。）を整備し、甲と協議のうえ、甲が指定する時期において、無償で甲に帰属しなければならない。

開発道路の整備に当たっては、令和8年度府中市市有地売払一般競争入札要領の開発道路整備に係る条件を遵守することとし、あらかじめ府中市地域まちづくり条例に基づき本市関係各課との事前協議を行うものとする。

4 乙は、前3項に定める一戸建て住宅地としての開発を行うときは、敷地北東部の一部を、府中市地域まちづくり条例に基づき確保する緑地とは別に、緑道として整備し、甲と協議のうえ、甲が指定する時期において、無償で甲に帰属しなければならない。

緑道の整備に当たっては、令和8年度府中市市有地売払一般競争入札要領の緑道整備に係る条件を遵守することとし、あらかじめ府中市公園緑地課と協議するものとする。

5 乙は、本契約成立の日から第7条第4項に定める買戻特約の抹消登記が完了するまでの間、甲の承認を得ずに、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地に権利を設定してはならない。

ただし、住宅の建設又は販売に必要な範囲で、金融機関による担保権の設定その他合理的な理由によるものについては、乙があらかじめ甲に協議し、甲が正当な理由なく承認を拒まない

ものとする。なお、承認は書面によるものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第12条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又はこの土地を第三者に貸してはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が期日までに売買代金を納付しないとき。

(2) 前号のほか、本契約に定める義務又は甲の定める府中市市有地売払一般競争入札要領に違反したとき。

2 甲は、乙が前条の規定に違反したときは、催告なしに契約を解除することができる。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。この場合において当該返還金には利子を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、乙は現状のままこの土地を返還することができる。

3 甲が必要があると認めるときは、第6条第1項の規定による買戻しの場合においても、乙に対し、この土地を原状に回復して返還することを求めることができる。この場合において、乙はこれに従わなければならない。

4 乙は、第2項の場合において、この土地が滅失またはき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する額を甲に支払わなければならない。

また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

5 乙は、第1項の規定によりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記の抹消登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(違約金)

第16条 乙は、第11条の規定に違反したときは、売買代金の1割に相当する額を違約金として、甲の指定する期日までに、甲に対し、納入通知書又は振込により納付しなければならない。
なお、本条の違約金は損害賠償の予定と解釈せず、違約金の支払いは次条による損害賠償の請求を妨げない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第18条 この契約にかかる費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第19条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約を証するため、甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和 年 月 日

売主（甲） 所在地 東京都府中市宮西町2丁目24番地

名 称 府中市

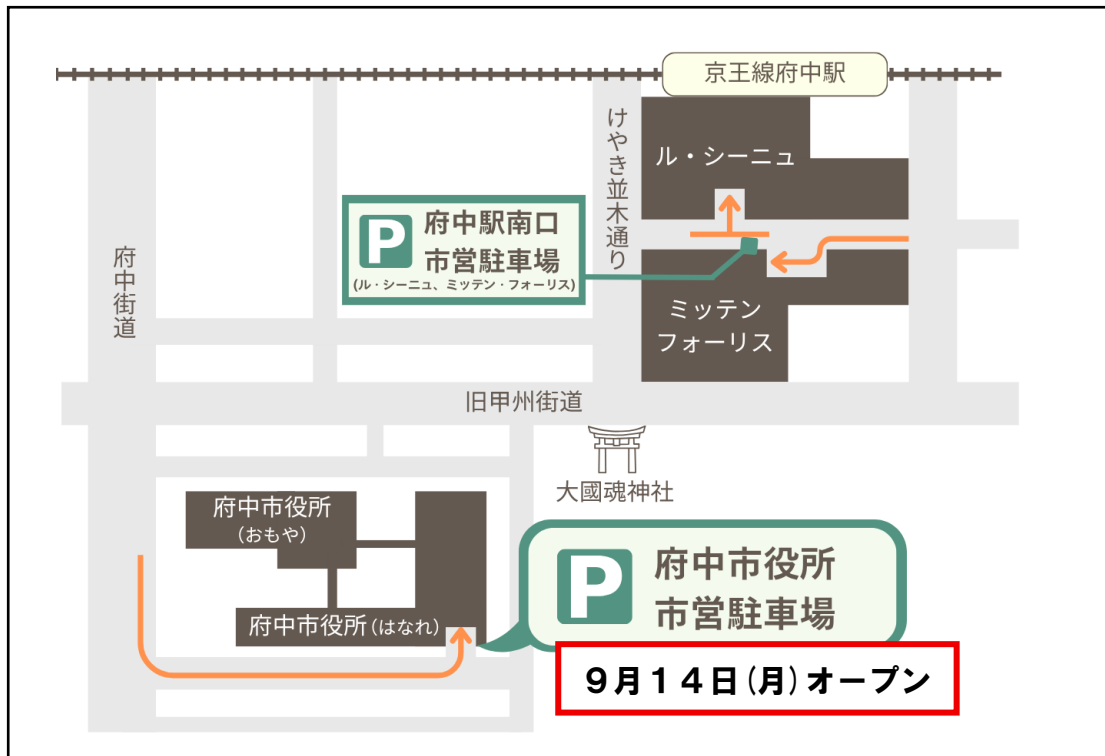
代表者 市 長 高 野 律 雄 印

買主（乙） 所在地

名 称

代表者 印

■ 府中市市有地売却払入札参加申込・開札会場案内図 ■



【入札参加申込及び入札郵送先】

〒183-8703

東京都府中市宮西町2丁目24番地

府中市役所 総務管理部 財産活用課 公有地担当

【開 札 会 場】

東京都府中市宮西町2丁目24番地

府中市役所 おもや3階会議室 (A301)

※ お車でお越しの方は、府中駅南口市営駐車場または府中市役所市営駐車場
(9月14日(月)オープン)をご利用ください。

車いす利用の方、身体に障がいのある方は車いす駐車場を利用できます。